

平成30年度岐阜県立岐阜希望が丘特別支援学校高等部(全日制普通科)入学志願者募集要項

1 入学定員

おって、岐阜県教育委員会において決定する。

2 出願者の資格

出願者は、次の（１）及び（２）に該当する者であること。

（１）肢体不自由者（学校教育法施行令第22条の3）

ア 肢体不自由の状態が補装具の使用によっても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のもの

イ 肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないもののうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のもの

（２）次のいずれか一に該当する者

ア 中学校若しくは義務教育学校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者又は平成30年3月卒業見込みの者

イ 中等教育学校の前期課程を修了した者又は平成30年3月修了見込みの者

（以下、中学校、義務教育学校、これに準ずる学校及び中等教育学校の前期課程を「中学校」という。）

ウ 学校教育法施行規則第95条各号のいずれかに該当する者

3 教育相談

当校に入学を志願する者は、出願前に当校の教育相談を受けること。

4 出願

（１）入学願書等の提出

ア 出願者は、当校の入学願書に必要事項を記入し、出願前6か月以内に撮影した上半身の写真（縦4cm・横3cm）を所定の欄に貼付し、在学（出身）学校の校長に提出する。なお、他の都道府県の区域に居住する者又は県外の学校に在学している者にあつては、10に定める承認書（別記第2号様式）を入学願書に添付するものとする。

イ 在学（出身）学校の校長は、調査書を作成し、入学願書とともに出願の期間内に当校の校長に提出しなければならない。

調査書は、教育課程の実施状況により、別記第3号様式又は別記第4号様式を選択して使用するものとする。

ただし、平成23年度以前に中学校又は、特別支援学校の中学部を卒業した者は、調査書にかえ、卒業を証明するに足る書類とすることができる。

（２）出願の期間

ア 平成30年2月6日（火）から2月8日（木）まで。受付は、毎日午前9時から午後4時までとする。

イ 出願書類は、原則として直接持参するものとする。

（３）出願先学校の変更

ア 出願先学校を変更しようとする者は、1回に限り変更することができる。

イ 変更期間は、平成30年2月9日（金）の1日とし、受付は、午前9時から午後4時までとする。

ウ 出願先学校の変更手続きは、次のとおりとする。

（ア）出願先学校を変更しようとする者は、在学（出身）学校の校長に申し出ること。

（イ）在学（出身）学校の校長は、出願取下願（別記第5号様式）を当校へ提出し、出願先学校の変更を申し出た者の提出済みの入学願書、調査書等の書類の返付を当校の校長に求めること。

（ウ）在学（出身）学校の校長は、当校校長から返付された入学願書、調査書等の書類を、変更後の出願先学校の入学願書、調査書等の書類に添付して、変更後の出願先学校の校長に提出すること。

5 出願先

岐阜県立岐阜希望が丘特別支援学校

住所 〒502-0931 岐阜市則武1816番地1

電話 058-231-6500 FAX 058-232-4233

6 検査等の実施

(1) 検査等の内容

学力検査等

受検者の障がいの程度等によって、次の4通りとし、受検型は事前の教育相談により決定する。

(A1) 国語、数学、個別面接

(A2) 国語、数学、個別面接

(B1) 個別面接、個別検査

(B2) 個別検査

(2) 検査等の期日

平成30年2月15日(木)

(3) 検査等の日程

実施時間	(A1)	(A2)	(B1)	(B2)
9:00~9:10	受付			
9:15~9:25	諸連絡			
9:35~10:20	学力検査(国語)		個別面接	個別検査
10:35~11:20	学力検査(数学)			
11:35~12:00	個別面接			

(4) 検査等の場所

岐阜県立岐阜希望が丘特別支援学校

(5) 検査当日は、保護者同伴とする。

(6) 携行品

ア A1、A2型受検者

受検票、鉛筆又はシャープペンシル、消しゴム、コンパス、直定規、上履き

イ B1、B2型受検者

受検票、鉛筆又はシャープペンシル、消しゴム、上履き

7 入学者の選考方法

提出された書類及び実施した検査等の結果に基づいて、総合的に入学者の選考を行う。

8 合格者の発表

平成30年2月22日(木)午前9時に、合格者の受検番号を正面玄関に掲示し発表するとともに、在学(出身)学校の校長に合否の結果を通知する。

9 合格者説明会

平成30年2月22日(木)午前9時30分から11時まで当校にて実施する。

10 県外からの出願

他の都道府県の区域に居住する者又は県外の学校に在学している者が当校の高等部へ出願しようとするときは、あらかじめ「岐阜県立特別支援学校出願承認願」(別記第1号様式)を当校の校長に提出し、その承認書(別記第2号様式)を入学願書に添えなければならない。

11 特別な事由による検査等

障がいの状態、学習意欲及び家庭事情等を考慮し、特別な事由があると認められた場合には、定員の範囲内において、平成30年3月28日(水)までに、上記の他に検査等を行うことができる。実施方法及び期日については、教育委員会と協議の上、当校の校長が定める。

12 入学者選考に係る情報の提供

調査書及び学力検査の得点については、受検者本人から情報提供の請求があった場合には、次により、即日情報の提供を行う。

また、学力検査終了後その問題を掲示して公開する。

(1) 調査書情報の提供

ア 請求ができる者は受検者とし、保護者が立ち合うことができるものとする。

イ 請求者の確認は、受検票の提示を受けて行う。

ウ 請求場所は、岐阜県立岐阜希望が丘特別支援学校とする。

エ 請求ができる期間は、平成30年4月1日から1年間とする。

オ 情報提供は、閲覧又は写しの交付により行う。ただし、当該写しの交付に要する費用は本人が負担するものとする。

(2) 学力検査得点情報の提供

ア 請求ができる者は受検者とし、保護者が立ち合うことができるものとする。

イ 請求者の確認は、受検票の提示を受けて行う。

ウ 請求場所は、岐阜県立岐阜希望が丘特別支援学校とする。

エ 請求ができる期間は、合否発表の翌日から1か月間とする。

オ 情報提供は、学力検査の教科別得点とし、試験結果一覧表等を用いて即時に閲覧させることにより行う。提供の方法は閲覧のみとし、写しの交付は行わない。

13 その他

(1) 付き添いの保護者は、検査開始から終了まで控え室で待機し、受検者の医療的ケアや体調の把握、トイレ等の必要な介助を行うこと。

(2) 検査当日、やむを得ない事由で欠席、遅刻する場合は、午前8時から午前9時までの間に、在学（出身）学校を通して当校へ連絡すること。

※出願書類について

入学願書は12月1日頃、在学（出身）学校へ送付予定です。

また、調査書A（別記第3号様式）、調査書B（別記第4号様式）、岐阜県立特別支援学校出願承認書（別記第2号様式）については、中学校または特別支援学校で作成する書類ですので、掲載しません。

不明な点は当校にお問い合わせください。

岐阜県立岐阜希望が丘特別支援学校 高等部主事 高木 茂和

高等部教務 梶山 真代

TEL 058-231-6500